

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第2項の規定に基づく行政監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年 6月28日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 村 山 秀 幸

同 浅 野 弥 史

記

1 定例監査及び行政監査

(1) 監査の対象部課等 こども未来部 保育育成課、つばさ保育園、高楯保育園
まちづくり政策部 まちづくり政策課、住宅政策課
市立病院済生館 管理課

(2) 監 査 の 期 間 令和6年5月7日から令和6年6月27日まで

(3) 監 査 の 範 囲

ア 定例監査 令和5年度の事務事業の執行状況

イ 行政監査 令和5年度の各種団体等の経理事務

(4) 監 査 の 結 果

ア 定例監査

部課等名	監査の結果
こども未来部 保育育成課	指摘する事項はなかった。
こども未来部 つばさ保育園	指摘する事項はなかった。
こども未来部 高楯保育園	指摘する事項はなかった。
まちづくり政策部 まちづくり政策課	指摘する事項はなかった。
まちづくり政策部 住宅政策課	指摘する事項はなかった。
市立病院済生館 管理課	指摘する事項はなかった。

イ 行政監査

部課等名	監査の結果
こども未来部 保育育成課	該当する監査項目はなかった。
こども未来部 つばさ保育園	該当する監査項目はなかった。
こども未来部 高楯保育園	該当する監査項目はなかった。
まちづくり政策部 まちづくり政策課	指摘する事項はなかった。
まちづくり政策部 住宅政策課	該当する監査項目はなかった。
市立病院済生館 管理課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 山形県自治体病院協議会の経理事務において、次のようなものがあった。 (1) 支出決定伺票に記載された金額と請求書の金額が異なるもの (2) 研修会の研修費が、請書に記載された期日までに支払われていないもの

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 定例監査 財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

イ 行政監査 事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。